

財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 広島県 海田町

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
4,971	552	269	5,792

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの 繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	7,497	7,259	238	209	2	10,811	
一般会計等計	7,497	7,259	238	209		10,811	

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額／不足額 (実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
水道事業会計	413	383	30	207	2	978	-	法適用
公共下水道事業特別会計	1,875	1,875	0	0	334	9,903	4,942	
国民健康保険特別会計	2,818	2,815	3	3	196	-	-	
老人保健特別会計	248	217	31	31	15	-	-	
介護保険特別会計	1,366	1,301	65	65	187	-	-	
後期高齢者医療特別会計	217	215	1	1	42	-	-	
公営企業会計等計				307		10,881	4,942	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
3. 「資金剰余額／不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。
4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額／不足額 (実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
安芸地区衛生施設管理組合 (一般会計)	578	560	19	19	35	-	-	
安芸地区衛生施設管理組合 (安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計)	1,241	1,193	48	48	-	2,418	612	
広島県市町総合事務組合	8,372	8,372	-	-	179	-	-	
広島県海田高等学校財産管理組合	0	-	0	0	-	-	-	
広島県後期高齢者医療広域連合 (一般会計)	1,154	1,014	140	140	-	-	-	
広島県後期高齢者医療広域連合 (特別会計)	272,816	270,936	1,879	1,879	1,015	-	-	
一部事務組合等計				2,086		2,418	612	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に係る債務残高	当該団体からの 損失補償に係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
地方公社・第三セクター等計									

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	1,390	1,541	151
減債基金	0	0	0
その他充当可能基金	527	518	△9
充当可能基金計	1,917	2,060	143

- (注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	4.38	3.61	△0.77	△14.54	△20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	10.84	8.91	△1.93	△19.54	△40.00	公共下水道事業特別会計	-	-	-
実質公債費比率	14.0	14.7	0.7	25.0	35.0				
将来負担比率	100.3	78.3	△22.0	350.0					
財政力指数	0.90	0.89	△0.01						
経常収支比率	86.8	87.0	0.2						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。
2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律△20%である(公営競技は0%)。
4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。